

水産流通適正化制度について 令和7年12月から制度適用される「うなぎ稚魚」関係

水産庁加工流通課・栽培養殖課
令和7年3月

令和4年12月に施行された水産流通適正化法の制定の背景等

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正(令和2年12月1日施行)において、大幅に罰則を強化
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪(罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金)を新設
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに特定水産動植物を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ(全長13cm以下)を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

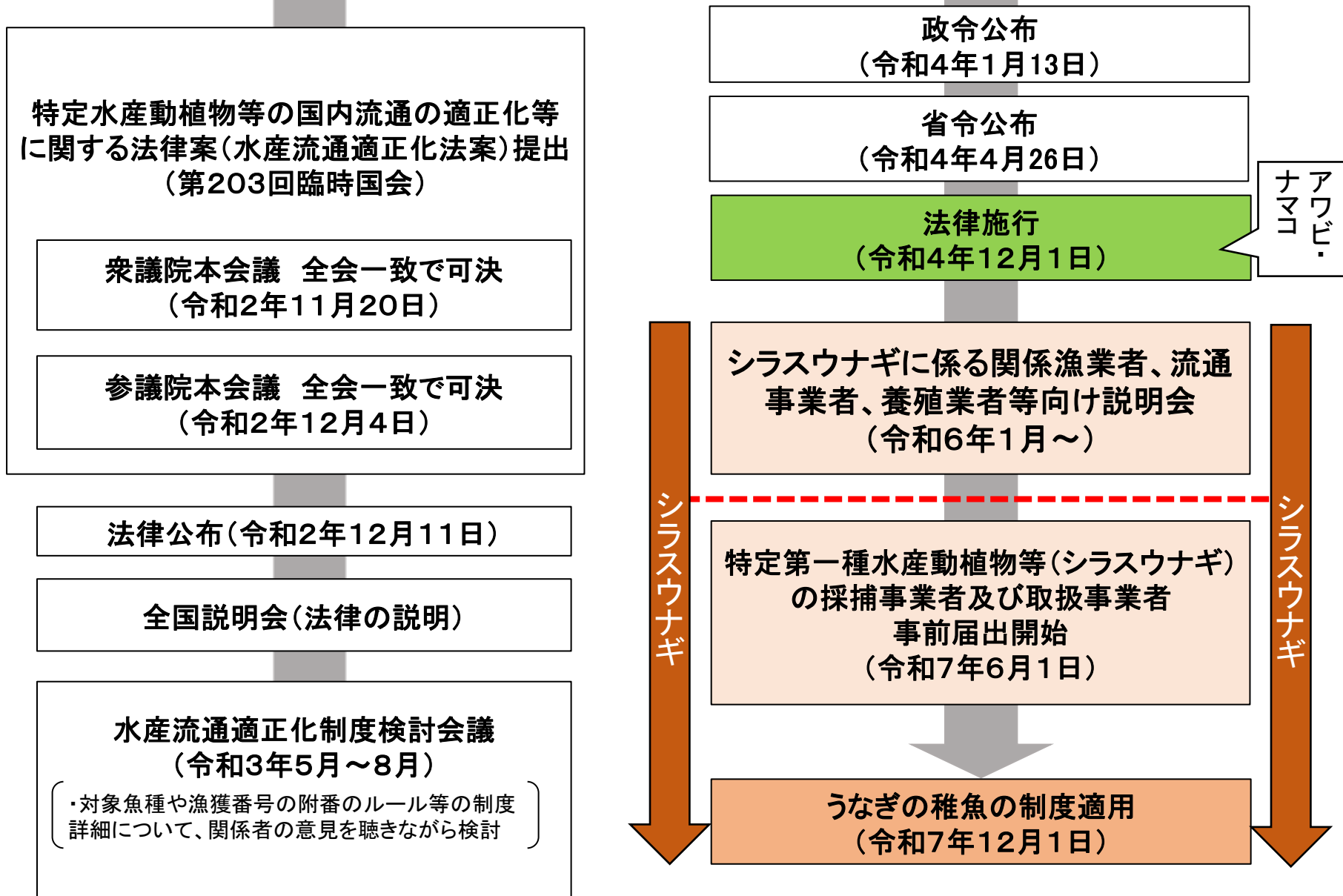
【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

水産流通適正化法の制定

- 改正漁業法の罰則強化の実効性を流通サイドからしっかりと担保
- 違法漁獲物の流通の防止

水産流通適正化制度の施行スケジュール

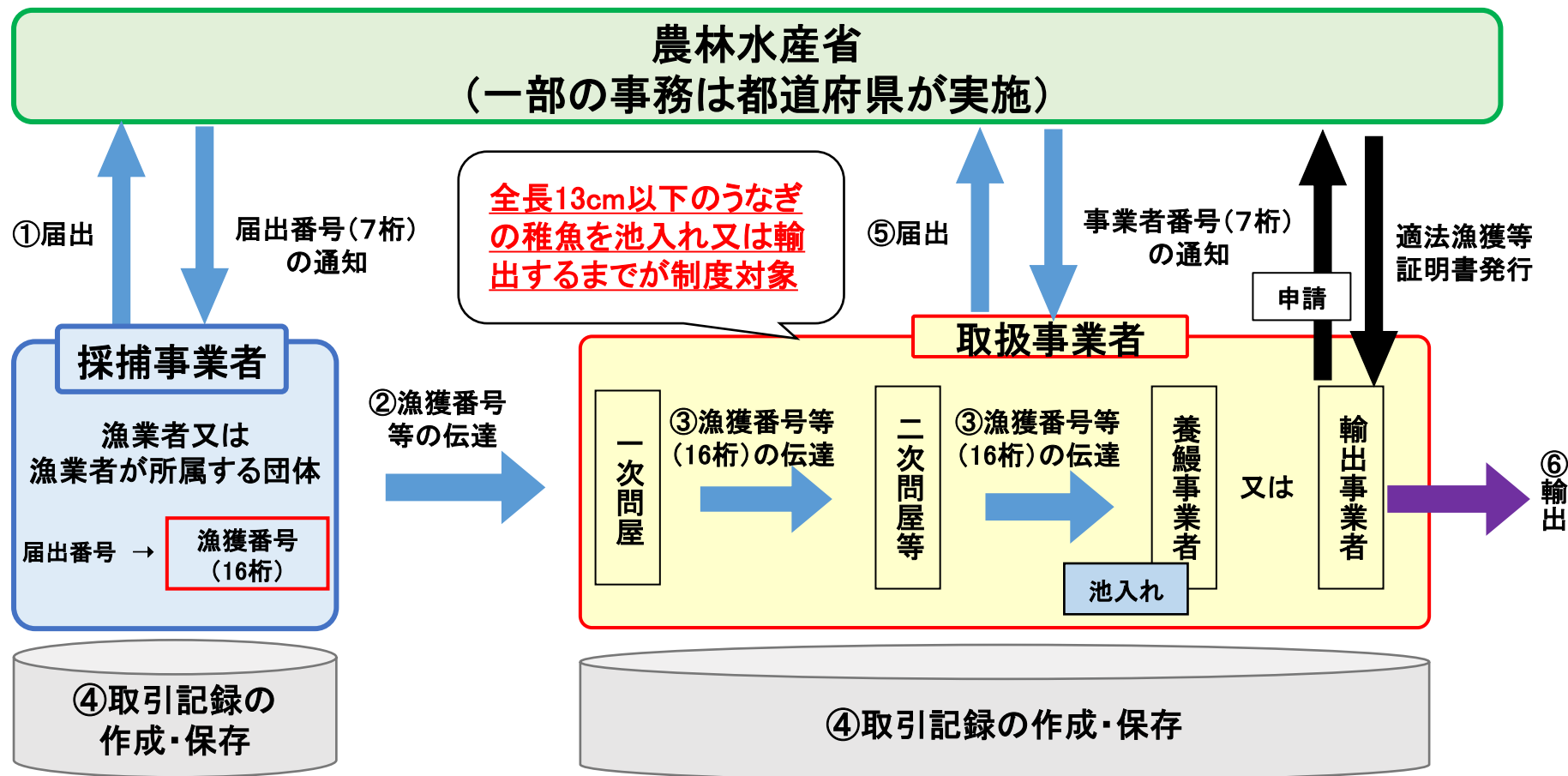


制度の概要(うなぎの稚魚(全長13cm以下)関係)

○ 令和7年12月から、うなぎの稚魚(全長13cm以下)について、アワビ、ナマコと同様に

①漁業者等による行政機関への届出、②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、③取扱事業者間における情報の伝達、④取引記録の作成・保存、⑤取扱事業者の届出、⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付が義務付けられる。

うなぎの稚魚(特定第1種水産動植物)に係る制度スキーム



注: 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり

シラスウナギ(13cm以下のうなぎの稚魚)の適用へ向けた状況

関係漁業者・流通事業者・養殖業者への周知徹底

令和6年1月から、養鰻団体、シラス中間流通団体、漁協等に対する説明をのべ20回程度実施し、制度の円滑な実施に向けた必要な協力体制の構築
今後とも関係都府県とともに、事業者への周知を徹底

うなぎの養殖生産量の多い鹿児島県、愛知県、宮崎県、静岡県、また、採捕事業者が多い千葉県、三重県、高知県、徳島県で説明会を実施(生産量に占める割合で9割超)

- 令和7年6月から始まる届出が円滑な実施となるよう国・都道府県の体制を整備
- 令和7年12月から適用となる水産流通適正化制度に基づき、円滑な漁獲番号等の伝達、記録の作成・保存の実施等がスムーズに開始できるよう準備

シラスウナギ(13cm以下のうなぎの稚魚)の適用のためのリーフレット(採捕事業者)

密漁品は
流通させない

うなぎの稚魚(全長13cm以下)
を取り扱う漁業者及び漁協等の皆さまへ

令和7年12月から
水産流通適正化法※が適用されます。

※「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」

目 的 違法に採捕(密漁)されたうなぎの稚魚の流通を防止

効 果 違法に採捕されたうなぎ稚魚の流通を防ぎ、信頼できるうなぎ稚魚のみが取り扱われることとなり、国内で養殖されるうなぎの信頼性の向上や取引の円滑化に寄与。持続的な水産資源の利用が可能に。

✓ 採捕事業者の届出(令和7年6月開始)

うなぎの稚魚を採捕する事業者は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)または書面にて、都道府県に対して、届出を行う必要があります。

✓ 漁獲番号等の伝達(令和7年12月開始)

うなぎの稚魚を販売する際は、取引ロット毎に漁獲番号を附番し、販売先に伝達する必要があります。

✓ 取引等記録の作成・保存(令和7年12月開始)

漁獲番号等の取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)は3年間保存してください。

水産庁

詳細は裏面へ

✓ 採捕事業者の届出(令和7年6月開始)

うなぎ稚魚(全長13cm以下、以下同じ)を採捕する事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)または書面にて、都道府県に対して、届出※1を行う必要があります。届出受理後、届出番号(0から始まる7桁)が通知されます。

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ☐ 譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫の所在地(該当するもの全て)
- ☐ 採捕事業の対象の種類(うなぎ稚魚)
- ☐ うなぎ稚魚を採捕する権限
(漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等)
- ☐ 譲渡しの事業の対象の種類(うなぎ稚魚)
- ☐ 譲渡しを開始しようとする日※2

※1 販売事業を行う漁協等は、所属する漁業者に代わって届出を行うことが可能。

※2 法適用施行日の2025年12月1日以降としてください。

✓ 漁獲番号等の伝達(令和7年12月開始)

うなぎ稚魚を取引する場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- ☐ 名称 (取引において通常用いている名称)
- ☐ 重量又は数量 (取引において通常用いている単位)
- ☐ 年月日 (譲渡しをした年月日)
- ☐ 届出採捕者名 (譲渡しをした届出採捕者の氏名又は届出漁協等の名称)
- ☐ 漁獲番号※3

※3 漁獲番号とは、うなぎ稚魚を適法に採捕する権限を有する採捕者が、採捕したうなぎ稚魚を流通事業者等に譲り渡す取引の際に附番する0から始まる16桁の番号です。

(例)

届出番号

取引年月日

取引番号

漁獲番号: 0234567 - 251201 - XXX
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、事業者が任意に附番する番号で、取引実態等に合わせ柔軟に設定が可能です。

✓ 取引等記録の作成・保存(令和7年12月開始)

✓ 発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(請求書、納品書等)に、①名称 ②重量又は数量③年月日④譲渡し又は引渡しをした取扱事業者名⑤漁獲番号が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問合せ先 水産庁栽培養殖課 TEL03-3502-8489(内線6825)

制度の詳細は水産庁Webサイトで紹介しております。

水産庁 水産流通適正化法

シラスウナギ(13cm以下のうなぎの稚魚)の適用のためのリーフレット(流通事業者)

うなぎの稚魚(全長13cm以下) を取り扱う流通事業者の皆さまへ

令和7年12月から

水産流通適正化法※が適用されます。

※「特定水産動植物等の国内流通の適正化に関する法律」

目的 違法に採捕(密漁)されたうなぎの稚魚の流通を防止

効果 違法に採捕されたうなぎ稚魚の流通を防ぎ、信頼できるうなぎ稚魚のみが取り扱われることとなり、国内で養殖されるうなぎの信頼性の向上や取引の円滑化に寄与

✓ 取扱事業者の届出(令和7年6月開始)

うなぎの稚魚を販売、輸出する流通事業者は、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)または書面にて、行政庁に対して、届出を行う必要があります。

✓ 漁獲番号又は荷口番号の伝達 (令和7年12月開始)

仕入先から伝達された漁獲番号又は漁獲番号に代えて附番した荷口番号を販売先に伝達する必要があります。

輸入されたうなぎ稚魚や人工生産されたうなぎ稚魚には漁獲番号が附番されないため、これに代えて輸入品または人工種苗である旨を伝達する必要があります。

✓ 伝票類の受領・発行(令和7年12月開始)

うなぎの稚魚を仕入及び販売した場合には、仕入先からは取引記録が記載された伝票類(請求書、納品書等)を受領し、販売先へは発行してください。

✓ 3年間保存(令和7年12月開始)

受領及び発行した伝票類(請求書、納品書等)は3年間保存してください。

✓ 取扱事業者の届出(令和7年6月開始)

うなぎ稚魚(全長13cm以下、以下同じ)を販売、輸出する流通事業者は、下記に掲げる事項を、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)または書面にて、行政庁※1に対して、届出を行う必要があります。届出受理後、事業者割振り番号(5から始まる7桁)が通知されます。

- ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ☐ 譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫の所在地(該当するもの全て)
- ☐ 取り扱う水産物の種類(天然由来のうなぎ稚魚(輸入を含む)、人工種苗)

※1 届出先の行政庁は以下のとおりです。

譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある事業者 都道府県
譲渡しの事業に係る事務所、事業所及び倉庫が複数の都道府県にある事業者 農林水産省

✓ 事業者間の情報の伝達(令和7年12月開始)

うなぎ稚魚を販売、輸出する事業者は、他の取扱事業者にうなぎ稚魚を譲渡し又は引渡しをする場合、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。

- ☐ 名称 (取引において通常用いている名称)
- ☐ 重量又は数量 (取引において通常用いている単位)
- ☐ 年月日 (譲渡し又は引渡しをした年月日)
- ☐ 取扱事業者名 (譲渡し又は引渡しをした届出事業者の氏名又は名称)
- ☐ 漁獲番号※2又は荷口番号※3 (輸入品又は人工種苗の場合は、その旨)

※2 漁獲番号とは、うなぎ稚魚を適法に採捕する権限を有する採捕者が、採捕したうなぎ稚魚を流通事業者等に譲り渡す取引の際に附番する0から始まる16桁の番号です。漁獲番号を伝達する場合は、仕入れ先から伝達された漁獲番号をそのまま伝達してください。

※3 荷口番号とは、うなぎ稚魚の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達された漁獲番号に代えて取引に附番する5から始まる16桁の番号です。荷口番号を使用する場合は、当該荷口番号に対応する漁獲番号の記録を保存する必要があります。譲渡し先には当該荷口番号を伝達してください(この場合は、漁獲番号の伝達は不要)。

(例)

事業者割振り番号

取引年月日

取引番号

荷口番号: 5234567 - 251201 - XXX

(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、事業者が任意に附番する番号で、取引実態等に合わせ柔軟に設定が可能です。

✓ 取引等の記録の作成・保存(令和7年12月開始)

✓ 受領・発行した伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(請求書、納品書等)に、①名称、②重量又は数量、③年月日、④仕入先、販売先の取扱事業者名、⑤漁獲番号又は荷口番号が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

問合せ先 水産庁栽培養殖課 Tel.03-3502-8489 (内線6825)

制度の詳細は水産庁Webサイトで紹介しております。

水産庁 水産流通適正化法

水産庁

詳細は裏面へ

(問い合わせ先)

栽培養殖課内水面漁業振興室

内水面企画班

[TEL:03-3502-8489](tel:03-3502-8489)

E-mail: tekiseika_unagi_class1@maff.go.jp